

岡津町西部町内会会則

第1章 総則

(目的)

第1条 この会は会員の自治により運営し会員の親睦と福祉を増進し会の発展と繁栄を図り、良好な地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は岡津町西部町内会と言う。

(区域)

第3条 本会の地域は、横浜市泉区岡津町 2777番地10、2790番地2から 2790番地8まで、2790番地10、2790番地15から2790番地18まで、2796番地、2802番地、2806番地から2808番地まで、2833番地、3013番地及び新橋町1303番地3から1303番地6までの区域とする。

(事務所)

第4条 本会は事務所を横浜市泉区岡津町2802番地94におく。

(事業)

第5条 本会は会員の共同生活を通じ会員相互の親睦を蜜にするため、次の事業を行う。

1. 回覧物の回付等区域内の住民相互の連絡
2. 集会施設の維持管理
3. 福利厚生活動
4. 体育、リクリエーション活動
5. 青少年、女性活動
6. 環境、保健衛生活動
7. 防災、防犯、交通安全対策活動
8. 岡津第一公園の維持管理(公園愛護会)
9. 三嶋神社氏子会
10. その他本会の目的に沿った必要な事業

第2章 会員

(会員)

第6条 本会の会員は前条の区域に居住する個人を会員とし、正当な理由がなければ加入を拒む事はできない。また脱会は自由とする。

(会費)

第7条 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。尚、既納の会費は返還しないものとする。

第3章 役員

(役員及び班長)

第8条 本会に次の役員、監事及び班長をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 2～3名
3. 役員 13名以上25名以内(会長、副会長を含む)
4. 監事 2名
5. 班長 12名以上20名以内

尚、役員は原則として班長と兼任しないものとする。

(役員及び班長の選出)

第9条 役員及び班長の選出は次の通りとする。

会長、副会長、役員、監事は総会において選出する。また、班長は各から1名選出する。

(役員、監事及び班長の職務)

第10条 本会の役員、監事、班長の職務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し会務を総括する。総会、役員会、運営委員会を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
3. 会計担当役員は予算及び決算、金銭出納帳簿保管、資金調達、会計帳簿の処理に関する職務を行う。
4. 書記担当役員は会議の議事を正確に記録した議事録を作成し保管する。
5. 上記以外の役員は担当事業を企画し執行する。
6. 監事は会計を監査し総会において監査結果を報告する。また業務の執行について不整のことを発見したときは役員会及び総会に報告する。
7. 班長は班を代表し会員との連絡を行い、会費のとりまとめをし、会計へ納入する職務を行う。

(任期)

第11条 役員及び班長の任期は次の事項による。

1. 役員の任期は2年間とする。
2. 班長の任期は1年間とする。
3. 補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。
4. 役員は任期満了の場合においても後任者が就任するまでは前任者が職務を行わなければならない。

(解任)

第12条 役員及び班長は、その職務にふさわしくない行為のあったときは総会の決議により解任することができる。

(顧問)

第13条 顧問は本会が必要と認めるとき総会で選出することができる。

第4章 会議

(種別)

第14条 本会の会議は総会、役員会、運営委員会とし、総会は定時総会及び臨時総会とする。

(構成)

第15条

1. 総会は会員をもって構成する。
2. 役員会は監事を除く役員にて構成する。
3. 運営委員会は会長、副会長、監事を除く役員と班長にて構成する。

(総会)

第16条

1. 総会は本会の最高議決機関で毎年1回4月に開催する。
2. 総会は会長が招集し次の事項を決議する。
 - 1) 事業報告、会計報告、監査報告の審議
 - 2) 事業計画、予算の審議
 - 3) 役員を選出
 - 4) 本会則に定める事項
 - 5) その他会長が必要と認める事項
3. 臨時総会は会長が必要と認めるとき、または会員の3分の1以上の要請があったときに開催する。
4. 総会の成立には総会員数の2分の1以上の会員の出席を必要とする。
5. 総会の議事は出席した会員の過半数にて決し、可否同数のときは議長が裁決する。
6. 総会の議長はその総会において出席会員の中から選出する。

(役員会)

第17条

1. 役員会は総会に次ぐ議決機関で、会長が必要により招集する。
2. 役員会の議長は会長または会長の指定した者があたり、次の事項を審議する。
 - 1) 総会で議決された事項の執行に関する事
 - 2) 総会に付議すべき事項
 - 3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
3. 役員会の議事は役員総数の過半数の役員が出席し、その議決権の過半数の決議により成立する。

(運営役員会)

第18条

1. 運営役員会は本会の管理運営を協議し推進する機関で、会長が招集する。
2. 運営役員会は原則として毎月1回開催する。また臨時委員会は必要に応じて開催す

る。

3. 運営委員会の議長は会長または会長の指名した者があたる。
4. 運営委員会は本会則に定める事項の他に、次のことを審議する。
 - 1) 本会の管理運営上必要な事項
 - 2) 各部担当事業の説明事項
 - 3) その他必要事項
5. 運営委員会の議事は運営委員の総数の過半数の委員が出席し、その議決権の過半数の決議により成立する。

(委任による表決)

第19条 やむをえない理由のため会議に出席できない会員及び役員は他の会員に委任状を提出し評決を委任することができる。したがって、この場合(総会)(役員会)(運営委員会)の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第20条

1. 会議の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - 1) 会議の日時及び場所
 - 2) 会員または役員の現在数
 - 3) 会議に出席した会員、役員の数、氏名(委任状提出者を含む)
 - 4) 議決事項
 - 5) 議事の経過、発言者の発言内容
 - 6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には議長と出席会員、役員の中からその会議にて選出された議事録署名2人名以上が署名しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成支弁)

第21条

1. 本会の経費は会員から徴収する会費、寄付金、その他の収入をもって支弁する。
2. 会費は総会で決議した額を最低2か月分前納とする。
3. 臨時会費は必要に応じ総会の決議を得て徴収することができる。

(保有資産の管理運営)

第22条

1. 会の保有する資産(以下[資産]という)の構成は別に定める「保有資産目録」による。
2. 資産の管理運営は役員が行う。
3. 役員会は資産の管理運営に関し運営規定を制定し役員のうち責任者を定めて管理にあたらせる。

(資産の経費及び会計)

第23条

1. 資産の所有及び維持管理に関する必要な費用は会が負担する。
2. 役員会は資産の管理運営に関し、収支の結果を総会に報告しなければならない。

(資産の処分)

第24条 資産の処分は、総会の決議がなければ出来ない。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算決算)

第26条

1. 本会の収支予算及び収支決算は役員会の決議を得て4月の定時総会の承認を得なければならない。
2. 会計監査は書類監査の結果を総会に報告し承認を得なければならない。

第6章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第27条 この会則は総会において総会員数の4分の3以上の会員が出席し、その議決権の過半数以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散)

第28条 本会は総会員数の4分の3以上の承認がなければ解散の決議をすることができない。

第7章 雑則

(備付帳簿及び書類)

第29条 本会の事務所には規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(慶弔及び表彰)

第30条

1. 会員の死亡に対しては従来慣行により香料を贈る。
2. 会員の罹災等の場合には役員会の決議により適宜見舞金を贈ることができる。
3. その他必要あるときは役員会の決議により適宜金品を贈り表彰することができる。

(委任)

第31条 この規約の施行に関し必要な事項は総会の決議を経て、別に定める。

附則

1. この規約は地縁団体認可の日をもって施行する。

2. 本会の設立初年度の事業計画及び予算は第25条規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
3. この規約は、第3条区域及び第8条役員及び班長の定員を一部改訂して、平成18年4月1日より施行する。
4. この規約は、第5条 8.岡津第一公園の公園管理 9.三嶋神社氏子会 を追加し、第8条副会長の定員を一部改定して、平成22年4月18日より施行する。